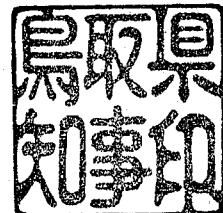


第20200136713号  
令和2年9月9日

北栄町長 松本 昭夫 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 北条砂丘風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の  
見地からの知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による意見は、別紙のとおりです。

（担当）生活環境部環境立県推進課 星見、丁田 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

## 1. 総括的事項

- (1) 地元住民や周辺事業者等に積極的な情報提供をするとともに、北条砂丘風力発電所更新検討会の場など、アンケートやヒアリング等を行って地域の実情や意見をしっかりと把握すること。またそこで得られた意見や要望に対して十分な説明と誠意ある対応を行うこと。
- (2) ホームページ等による積極的なデータ開示を行うと共に、客観性のあるデータを用いてわかりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること。
- (3) 環境影響評価図書については、縦覧期間が終了した後も、町のホームページ、及び「環境影響図書の公開について」(平成30年3月30日付環政評発第1803305号)に基づき、環境省のホームページで継続的に公開すること。
- (4) 風車の倒壊及びブレード破損等の万一の事故が起きた際でも、山陰道(北条道路)に影響が及ばない位置を選定すること。
- (5) 冬季においてブレードに積もった雪や氷の塊が飛散することも懸念されることから、落雪や落氷の飛散範囲も考慮して風力発電施設の位置を選定すること。
- (6) 事業開始後は、ブレード点検等適切な設備の保守管理を行い、施設の安全な稼働を徹底するよう求める。また、施設建設時には、製品製造時の品質情報をしっかりと把握し、確実な施工を実施するなど、地域住民の安心・安全の確保に努めること。
- (7) 方法書では事業計画の熟度を高め、風力発電施設の位置、工事の影響等について、具体的かつ詳細に記載すること。
- (8) 既設の風力発電施設等の設置・稼働による環境影響について、公定法による測定等により信頼のおける結果を把握するとともに、方法書において適切に反映させること。また、施設の大型化に伴い周辺環境への影響も大きくなることを踏まえ、配慮段階において収集した情報や環境保全の見地からの意見等を適切に更新計画に反映させること。
- (9) 既設の風力発電施設等の撤去跡地、既存の管理道、送電線等を利用する等、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減する事業計画となるよう最大限努力すること。
- (10) 令和8年度に完成予定の山陰道(北条道路)の設置及びその工事を要因とした影響等、事業実施に係る各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標等、不確実な事項も整理し適切に設定するとともに、輸送計画等についても十分に検討し、これらの設定根拠等について方法書への詳細な記載をすること。
- (11) 基数が9基から4~5基に削減されることに伴い環境負荷を低減できる面もある一方で、単機の出力、高さも大型化することから、騒音・低周波音、景観、渡り鳥等に対する適切な調査・予測・評価を実施すること。
- (12) 今後の事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は、事業規模、基数の縮小を含めた計画の見直しを検討すること。
- (13) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができるようにすること。
- (14) 環境影響評価の実施に当たっては、海外を含めた最新の知見や事例、専門家の意見を参考にした上で、地域の実情や特性に応じ、調査、予測及び評価を行うこと。
- (15) 耐用年数が17年の事業計画となるため、長期にわたる環境影響を考慮して検討すること。

## 2. 個別の事項

### (1) 騒音・低周波音

- (ア) 事業計画の検討に当たり、騒音の影響範囲を拡げての検討や住居等との距離の十分な確保、低騒音型の機種の選定などにより、可能な限り影響を回避・低減すること。

- (イ) 既設の風力発電施設の残留騒音と風車騒音を計測し、現状を把握するとともに、その結果に基づいて新設風力発電施設の環境予測を実施すること。
- (ウ) 既設の風力発電施設に係る地元住民からの相談や苦情等の状況について過去に遡って調査を行い、本事業計画に適切に反映すること。
- (エ) 北条オートキャンプ場の利用者や管理者等、地域住民以外の周辺施設利用者にも聞き取り等を行い、本事業計画に適切に反映すること。

## (2)地形・地質

- (ア) 事業実施想定区域の全域は自然景観資源である北条砂丘であることから、土地の改変量を最小限に抑え、自然環境への重大な影響を回避または十分に低減すること。
- (イ) 計画予定地に存在する海岸保全区域や飛砂防備保安林についても、適切な調査・予測及び評価を実施すること。特に保安林については、重要な位置づけでありその保全についても調査・協議とともに、民間事業者が事業主体となる場合は、保安林解除ができない事に留意すること。

## (3)風車の影・存在

- (ア) 風力発電施設の機種選定や配置等により、周辺の住居等に対する風車の影の影響を、可能な限り回避・低減すること。
- (イ) 風車の存在については、モンタージュ写真による予測のみならず、3D 動画を作成した上で評価し、地元住民へわかりやすい説明をすること。
- (ウ) 山陰道(北条道路)の建設も踏まえ、道路交通に対する影響について、調査・予測及び評価を実施し、交通への支障が生じないよう配慮すること。山陰道(北条道路)は高架化され、風車の羽根部分への視覚的な距離がより近くなるため、これによる影響についても考慮すること。

## (4)動植物生態系

- (ア) 天神川河口には砂州があり、鳥類の営巣地になっており、重要な動植物種への影響を回避・低減するよう保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。
- (イ) 砂浜の海岸植生は大変重要であり、適切な調査・予測及び評価を実施し、生態系が守られるよう検討すること。

## (5)景観

- (ア) 主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなるような風力発電施設の配置を回避することや、北条砂丘の眺望に重大な影響を及ぼさないようにすること等、眺望の対象への影響を回避・低減すること。また、青山剛昌ふるさと館など地元住民が慣れ親しんでいる場所や近傍の住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。
- (イ) 人と自然との触れ合い活動の場については、地域住民や利用者及び自治体等の意見を聴き、これらの結果も踏まえて、調査・予測及び評価を行った上で、事業実施による影響を回避・低減すること。
- (ウ) 事業予定地の大部分が景観形成区域の重点区域となっている。鳥取県景観計画等を踏まえ建設場所等を検討するとともに、道路や住宅からの景観についても十分に配慮すること。
- (エ) 航空障害灯については、巨像恐怖症の方へ配慮した色にする等の対策を行うこと。

## (6)廃棄物

今後の手続きにおいて、既存施設の解体・撤去や建設工事等に伴う環境負荷を適切に調査、予測及び

評価し、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。また、解体工事、建設工事及び施設の供用に伴い発生する廃棄物は、関係法令に基づき可能な限り再生利用等により減量に努め、適正な処理を実施すること。

#### (7)その他

- (ア) 事業計画地は天神川、北条放水路に挟まれており、洪水時には風車が浸水し、塗装が流出する等の可能性があることから対策を検討すること。
- (イ) 津波の影響も懸念されるため、天神川の氾濫想定を最新のものにすること、風車の基礎を堅固なものにする等、万が一の災害時への対策を検討すること。
- (ウ) 地盤沈下に関して、平成28年の鳥取県中部地震後の地盤がどの程度沈下したか考慮して詳細な事業計画を検討すること。
- (エ) 学校・病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設について、その施設数を正確に把握するとともに、その内訳についても方法書で適切に記載すること。
- (オ) 地図等について、図面に記載された文字を大きくすることや、色弱者でも判別できる色合いにする等、誰にでも見やすいものとすること。
- (カ) 風力発電の設置箇所が正確になった段階で、地下の埋蔵文化財の有無について確認すること。